

## 第4章

# 障害福祉計画の 整備目標と方策

---

余 白

## 第1節

# 地域自立支援協議会の位置付けと役割

## (1) 位置付け

障害者自立支援法第77条第1項に、市町村が実施する相談支援事業について定められ、実施すべき便宜の供与については、障害者自立支援法施行規則第65条の10に内容が定められており、その中で「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」の部分が地域自立支援協議会に当たります。

また、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、相談支援体制の構築を図るとともに、相談支援事業を効果的に運営するため、「地域自立支援協議会」の設置を求めています。

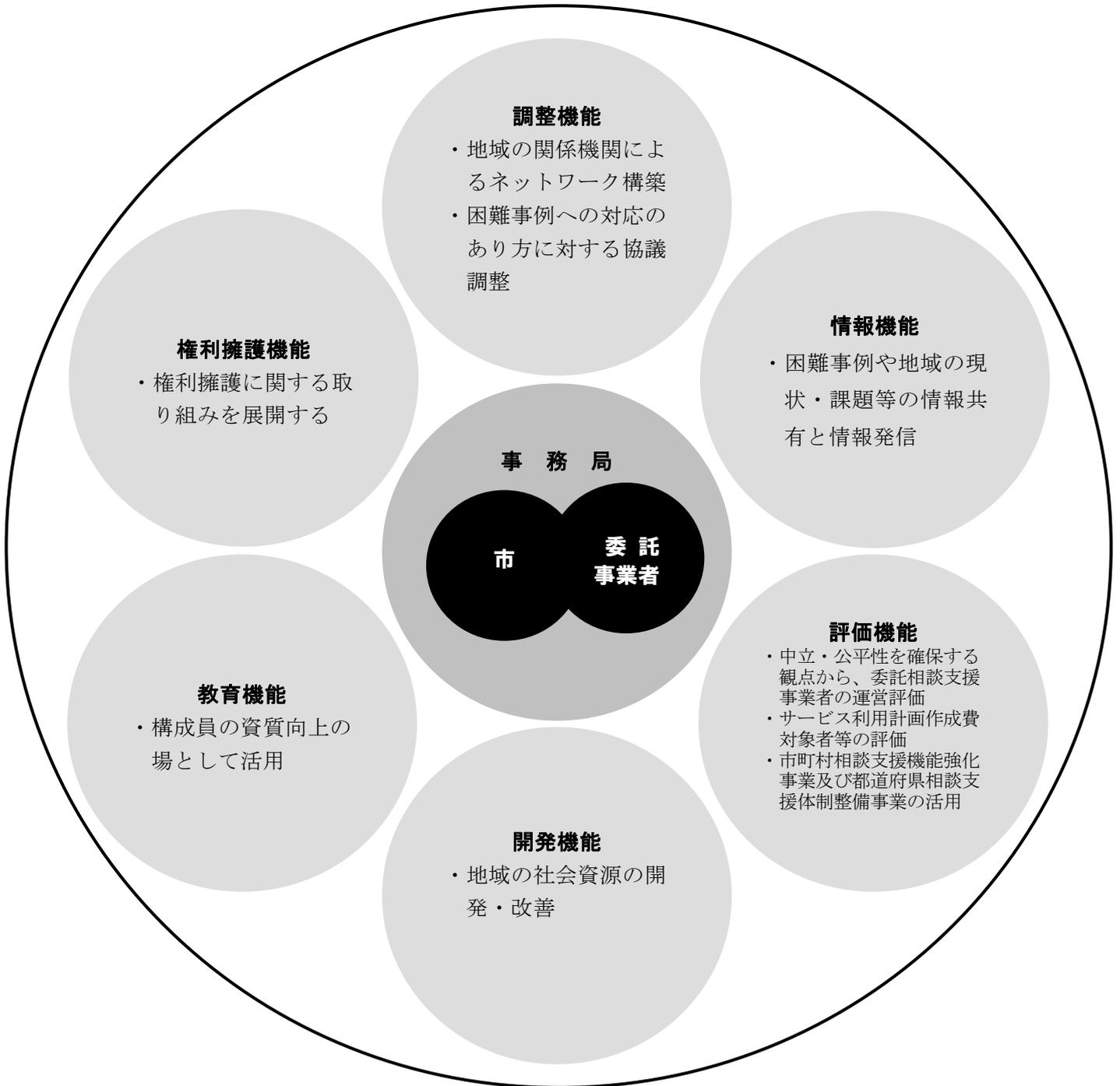
## (2) 役割

地域自立支援協議会は、障害者が地域の中で安心、安全に生活できるよう、相談支援事業をはじめ、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議、調整、地域の社会資源の開発、改善などを行うため、市が設置する協議会です。

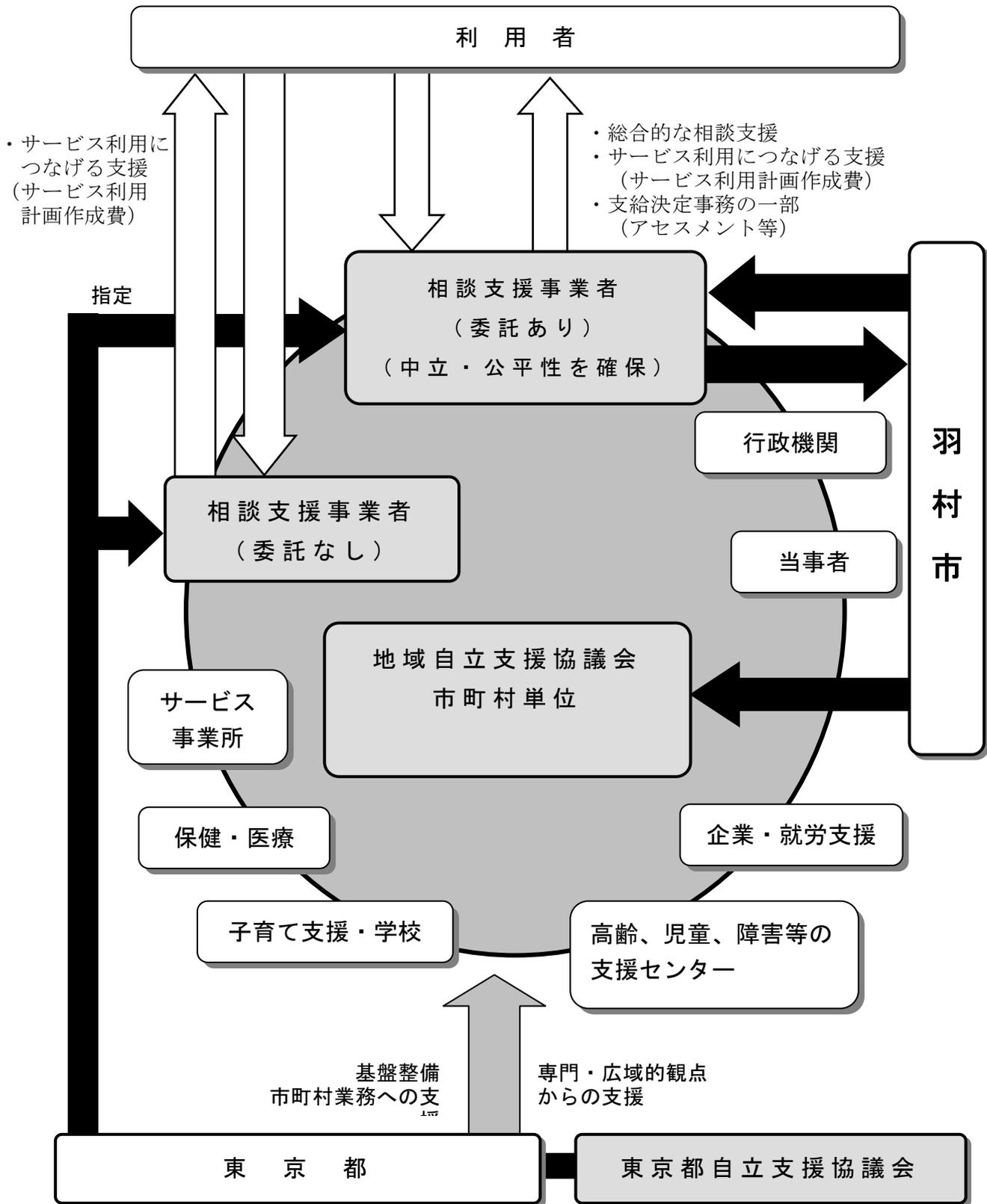
とくに、地域自立支援協議会は、相談支援体制の中核として重要な役割を果たすことが期待されます。地域自立支援協議会を中心として、ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援（ピアカウンセリング）、権利擁護のために必要な援助等を提供する体制の充実のために、障害者の地域生活を支えるネットワークを構築することが必要です。

こうした事業を推進するため、羽村市では、市内の障害者団体・事業者などと連携を図り、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」を設置・運営します。

## 地域自立支援協議会の機能のイメージ



地域自立支援協議会の体制のイメージ



## 第2節

# 目標設定と方策

# 1 平成23年度の数値目標の設定

## (1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、従来の体系で福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、平成23年度末における地域生活に移行する者の人数目標を設定しました。

### 【国の基本指針（案）】

- ・第1期障害福祉計画の作成時点の施設入所者数のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で平成23年度末における地域生活に移行するものの数値目標を設定する。
- ・設定に当たっては、第1期計画の作成時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行するとともに、これにあわせて平成23年度末時点の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。
- ・施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意すること。

### 【東京都の基本的考え方（案）】

- ・区市町村は、各区市町村が支給決定を行っている施設入所者の1割以上の者が、平成23年度末までに都内において地域生活に移行できるように、グループホーム等の地域居住の場、自立訓練事業等の通所事業及びショートステイ事業などの必要見込み量を算定し、地域生活への移行後の生活基盤の整備に計画的に取り組むものとする。
- ・都内・都外の施設入所支援事業者は、グループホーム等への入居支援などにより、平成17年10月1日時点の入所者の1割以上を、平成23年度末までに地域生活へ移行させるよう努めるものとする。
- ・都は、事業者の参入促進や運営支援のための方策の実施、地域における支援体制の構築などを通じて、グループホーム等の地域生活基盤の整備に引き続き取り組む。  
なお、区市町村の必要見込み量の積算によっては、目標数値を修正する。

【目標値】

項目		人数	備考
施設入所者数	(実利用人数)	30人	平成20年7月実利用人数※
	【目標値】	28人	平成23年度末時点の施設入所
地域生活移行数	(実利用人数)	1人	平成18年度 ケアホームへ移行
	【目標値】	5人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行者数
【目標値】施設入所者の減少見込		2人	新規入所3人を見込む

※平成20年7月実利用人数の内訳は、身体障害者授産施設1人、身体障害者更生施設1人、知的障害者更生施設22人及び施設入所支援6人

※国や都は、施設入所者の地域生活移行に関しては、数値目標や従来の基本的考えを維持するとしている。

## (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の退院を促し、円滑に地域生活に移行させ、退院後の地域生活を安定的に継続して支えるため、平成23年度末までに地域生活に移行する者の目標数値を設定しました。

### 【国の基本指針（案）】

- ・平成24年度までに「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。

### 【東京都の基本的考え方（案）】

- ・都は、相談支援事業者等にコーディネーターを配置して、精神科病院の医師・<sup>\*</sup>精神保健福祉士等や退院後の生活を支える関係機関との連絡・調整等を行うことにより対象者の円滑な地域移行を図る、精神障害者地域移行支援特別対策事業を計画的に実施する。
- ・区市町村は、前記のコーディネーターとの連絡・調整に当たる相談支援事業者を確保し、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制の整備をはじめ、介助・介護サービス及びグループホーム等の居住の場や自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後の支援体制の整備に努めるものとする。

\* 精神保健福祉士：精神保健福祉士法によって定められた国家資格。精神病院等に入院中又は社会復帰のための施設を利用している精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言・指導その他必要な援助を行う人のこと。

### 【目標値】

項目		人数	備考
退院可能な精神障害者数 (想定)		23人	東京都の目標に基づいて算出した人数
地域移行目標	(実績)	2人	平成19年度 グループホームへ移行
	【目標値】	12人	12人のうち、グループホーム・ケアホームへの移行を2人程度と見込む

※国や都は、精神障害者の地域生活移行に関しては、数値目標や従来の基本的考えを維持するとしている。また、都では区市町村の第2期障害福祉計画においては、現行計画における数値目標をそのまま維持することとの指示がありました。(計画の中に精神障害者地域移行支援特別対策事業による退院者数及び必要なサービス等の見込みを銘記する必要はないとのことであった。)

### (3) 福祉的就労から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の人数目標を設定しました。

#### 【国の基本指針(案)】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ・平成23年度までに、平成17年度の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す。

#### 【東京都の基本的考え方(案)】

- ・都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、養護学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、引き続き、都独自に区市町村障害者就労支援事業及び企業内通所授産事業の拡充に重点的に取り組む。また、産業労働局及び東京労働局との連携により、障害者の態様に応じた多様な委託訓練、障害者トライアル雇用、ジョブコーチによる支援等の事業を拡充することを目指す。
- ・区市町村は、障害者が自らの希望や力量に応じて、就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型)、就労継続支援(B型)のいずれでも選択できるよう、特に就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型)については、平成23年度末までに1ヶ所以上の事業者の確保に努め、これにより、事業相互間で双方向の移行が可能となることを目指す。あわせて、これら3事業の利用者が、可能な限り一般就労へ移行できるよう、区市町村障害者就労支援事業及び企業内通所授産事業を最大限に活用する。

【目標値】

項 目		人 数	備 考
一般就労移行者	(実績)	1人	平成17年度実績
	(実績)	2人	平成18年度実績
	【目標値】	4人	平成23年度中 (平成21年度から平成23年度までに10人)

## 2 サービスの整備目標と方策

### (1) 訪問系サービスの提供

#### ①訪問系サービスの提供

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう訪問系サービスの基盤整備を進めます。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### 【サービス見込量（1月あたり）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護			
重度訪問介護	59人/月	64人/月	68人/月
行動援護	延べ960時間/月	延べ1,010時間/月	延べ1,051時間/月
重度障害者等包括支援			

〔現状と将来推計の考え方〕

居宅介護は、平成18年度から平成20年7月にかけての年間の実利用人数及び年間の延べ利用時間数を基に、重度訪問介護の利用増加や将来の障害者手帳所持者の増加を考慮して、サービス見込量を推計した。

#### 【見込量確保に向けての方策】

- 今後のサービス利用の増加に対応できるようサービス提供事業者へ情報提供を行い、事業者の参入を図っていきます。
- サービスの質の向上のため、サービスの直接の担い手となる従事者に対し、技術・知識の向上を目指し、東京都や東京都社会福祉協議会が行っている研修等への情報提供を図ります。

## (2) 日中活動系サービスの提供

### ①介護給付の提供

常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービス、障害のある子どもが通える施設、介護者が病気の場合などに障害のある人を預けるショートステイの場合など、日中も安心して生活できるよう介護サービスを提供していきます。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
ショートステイ	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

#### 【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	0人	0人	0人
生活介護	26人	44人	57人
児童デイサービス	1人 1日	2人 2日	3人 3日
ショートステイ	55人 延べ172日/月	61人 延べ175日/月	67人 延べ190日/月

[現状と将来推計の考え方]

- 療養介護は、過去の進行性筋萎縮者療養等給付事業の対象者を考慮した。現在までの実績から5年間での対象が想定しにくいことから0人とした。
- 生活介護は、従来の法定施設のうち、生活介護への移行が想定される施設について、平成18年度から平成20年7月までの利用実績をもとに、利用者数を推計した。  
また、平成22年度から障害者生活訓練施設「デイセンターさくら」が生活介護へ移行するものと想定した。
- 児童デイサービスは、平成20年7月現在、利用実人数0人、月平均利用日数0日となっているが、今後の利用者を想定して、サービス見込量を推計した。
- ショートステイは、平成18年度から平成20年7月にかけての年間の利用実人数及び年間の延べ利用日数を基に、介護者の病気や高齢化に伴う緊急時の利用増加や障害者手帳所持者の増加を考慮してサービス見込量を推計した。

#### 【見込量確保に向けての方策】

- 事業者の実施意向や新体系への移行時期等の情報収集に努め、利用調整を進めるとともに、グループホームやケアホーム運営事業者等にショートステイ等のサービスの提供を要請していきます。
- 増加するショートステイ利用者に対応できるよう、施設の確保を東京都に要望していきます。
- 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

## ②身体機能・生活能力の維持・向上

障害のある人が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の提供の場を計画的に整備していきます。

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練)	対象：身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

### 【サービス見込量（1月あたり）】

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練 (機能訓練)	1人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	1人	1人	1人

[現状と将来推計の考え方]

従来の法定施設のうち、自立訓練への移行が想定される施設について、平成18年度から平成20年7月までの利用人数をもとに、利用者数を推計した。

### 【見込量確保に向けての方策】

- 事業者に対して広く情報提供を行うとともに、国立リハビリテーションセンター等への利用の確保、国、都施設や民間施設の利用を促進していきます。
- 広域的な施設利用で対応するケースが多いため、地域を限定することなく利用者のニーズに合った施設の情報収集に努め、利用調整を進めます。

### ③就労支援の促進

障害者自立支援法においては、就労支援の抜本的強化がうたわれており、障害者の働く場の確保に向けて、雇用施策と福祉施策の連携を図り、就労支援を促進します。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。

#### 【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	10人	10人	10人
就労継続支援（A型）	1人	1人	2人
就労継続支援（B型）	50人	112人	116人

〔現状と将来推計の考え方〕

- 1) 就労移行支援は、従来の法定施設や通所授産施設のうち、就労移行支援への移行が想定される施設について、平成18年度から平成20年7月までの利用人数をもとに、利用者数を推計した。
- 2) 就労継続支援（A型、B型）は、従来の法定施設や通所授産施設のうち、就労継続支援への移行が想定される施設について、平成18年度から平成20年7月までの利用人数をもとに、利用人員を推計した。  
平成21年度から福祉作業所（45人）が就労移行支援と就労継続支援（B型）へ移行し、また、平成22年度から精神障害者共同作業所（25人）と知的障害者通所授産施設「いちょう」（32人）がそれぞれ就労継続支援（B型）へ移行するものと想定した。
- 3) 羽村特別支援学校の今後3年間の卒業生（21人）について、将来の施設利用を考慮した。

#### 【見込量確保に向けての方策】

- 障害者就労支援センター“エール”を中心に関係機関との連携を図り、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活支援を一体的に行います。
- 市内の社会福祉法人が就労移行支援と就労継続支援を行うため新施設建設をすることにより、障害者の働く場が確保できるよう支援していきます。
- 新たなサービス体系への移行を進める事業者へ必要な支援を行い、障害のある人が就労移行支援事業、就労継続支援事業のいずれかを選択できるよう、就労の場の拡大を図ります。
- 障害福祉サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や新体系への移行時期等の情報収集に努め、利用調整を進めます。
- 事業者に対して広く新体系事業の情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

### (3) 暮らしの場の提供

#### ① 居住支援サービスの充実

新たな施設・事業体系の見直しのねらいには、日中活動の場と生活の場との分離があげられます。住まいの場に加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供され、地域生活への移行が促進されるよう、施設入所以外の居住支援サービスの充実を目指します。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
ケアホーム (共同生活介護)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
グループホーム (共同生活援助)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

#### 【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ケアホーム (共同生活介護)	14人	16人	18人
グループホーム (共同生活援助)	8人	9人	10人

[現状と将来推計の考え方]

グループホーム、ケアホームとも、平成18年度から平成20年7月までの利用者数をもとに、従来の法定施設からの地域生活への移行や退院した精神障害者の地域生活への移行、今後のニーズ増加分等も考慮し、利用者数を推計した。

#### 【見込量確保に向けての方策】

- 障害の程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できるグループホーム、ケアホームなどの整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行ないます。
- 社会福祉法人等が、市内に障害者の住まいの場など居住支援事業を行う施設整備をする場合、東京都の建設助成等の活用支援を行います。

## ②施設入所支援

夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

### 【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	16人	18人	28人

[現状と将来推計の考え方]

平成18年度から平成20年度7月までの利用者数をもとに、利用者数を推計した。

また、旧法施設支援（入所）から施設入所支援に移行する利用者（平成21年度7人、22年度2人、23年度10人）も推計した。

### 【見込量確保に向けての方策】

- 地域で自立した生活が困難な障害のある人への対応として、必要に応じ施設入所支援を行います。
- 入所を必要とする障害のある人に、入所施設に関する情報の収集・提供を行います。
- 入所施設の整備を図る事業者に対し、情報提供や相談など、事業者に必要な支援を行います。

## (4) 地域生活支援の推進

### ① 相談支援の充実

障害のある人の相談に、その障害の種別や程度に応じたきめの細かい対応ができるように相談体制を充実するとともに、最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談支援体制の確立を図ることが重要です。

#### 【事業の概要】

事業名	内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
サービス利用計画	計画的な支援を継続的に必要とする障害者等に対して、サービス利用計画の作成、事業者からのサービス利用の斡旋・調整、モニタリングを受けることができます。

#### 【事業の量の見込み（年間）】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業※1	2か所	2か所	2か所
サービス利用計画※2	1件	2件	3件

※1 福祉センター内とHappyウイングの2か所の地域活動支援センターで行っている相談支援事業。

※2 自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難で、計画的なプログラムに基づく支援が必要な障害者数を勘案した。

#### 【実施に向けた考え方】

- 相談支援については、地域活動支援センター(Happyウイング)とともに、従来福祉センター内の障害者生活支援センターで行っていた障害者相談支援事業を拡充し、相談支援専門員(社会福祉士等)を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
- サービス利用計画は、相談支援専門員が各事業者との調整を行い、障害者の意向を聴取しながら作成していきます。
- 障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行っていきます。また、虐待の防止及びその早期発見のため、社会福祉協議会など関係機関との連絡調整や障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行っていきます。
- 福祉、保健・医療、教育など地域の関係機関の関係者からなる地域自立支援協議会を中核として、総合的な相談支援体制の整備を進めていきます。
- 障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者に対し、計画的な支援プランの作成ができるような環境を整備するため、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 市は、相談指定事業者が行う専用スタッフの確保、ケアマネジメントの作成、総合相談、事業者との調整、権利擁護などの事業を支援します。

\* **社会福祉士**：社会福祉士及び介護福祉士法によって定められた国家資格。身体的もしくは精神的な障害や環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導を行う専門的知識と技術を持つ人のこと。

## ② 在宅での自立支援

障害のある人の自立生活や社会参加を確保するため、地域生活支援事業として、相談支援、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センターといった必須事業やその他の事業を確実に進めていくことが必要です。

### 【事業の概要】

	事業名	内容
必須事業	相談支援事業（再掲）	P 86参照
	コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。
	地域活動支援センター（再掲）	P 90参照
その他の事業	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者援護施設に入所し、更生訓練を受けている人に更生訓練費を支給します。
	施設入所者就職支度金給付事業	施設に入所、もしくは通所している人が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給します。
	日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行ないます。
	自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。
	自動車改造助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
	訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障害者（児）の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	火災安全システム事業	重度障害者の自宅に火災安全システムを設置し、生活の安全を確保します。

【事業の量の見込み（年間）】

<必須事業>

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
相談支援事業（再掲）						
①相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	2か所		2か所		2か所	
イ 地域自立支援協議会	有		有		有	
②市町村相談支援機能強化事業	有		有		有	
③住宅入居等支援事業	無		無		無	
④成年後見制度利用支援事業	無		無		無	
コミュニケーション支援事業（実人数）	1	11人	1	12人	1	13人
日常生活用具給付等事業		1,092件		1,139件		1,188件
介護訓練支援用具		3件		3件		4件
自立生活支援用具		18件		19件		20件
在宅療養等支援用具		10件		10件		11件
情報・意思疎通支援用具		10件		10件		10件
排せつ管理支援用具		1,049件		1,095件		1,143件
住宅改修費		5件		6件		7件
移動支援事業（利用実人数） （延べ利用時間）		74人 5,401時間		80人 5,859時間		86人 6,301時間
地域活動支援センター （再掲）	2か所	48人	2か所	50人	2か所	52人
（上記の他実施する事業）						
手話奉仕員養成研修事業 （登録見込み者数）		3人		3人		4人

## <その他の事業>

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
更生訓練費給付事業 (実人数)	3人	4人	4人
施設入所者就業支度金給付事業	0人	0人	1人
日中一時支援事業	40人	50人	55人
自動車運転免許取得費助成事業	1人	1人	1人
自動車改造助成事業	2人	2人	2人
訪問入浴サービス事業	2人	3人	4人
火災安全システム事業	1人	2人	3人

〔現状と将来推計の考え方〕

- 1) コミュニケーション支援事業については、平成18年度から平成20年7月までの利用実人数をもとに、障害者手帳所持者の伸びを考慮して推計した。
- 2) 日常生活用具給付等事業については、平成18年度から平成20年7月までの延べ利用件数をもとに、障害者手帳所持者の伸びを考慮して見込量を推計した。
- 3) 日中一時支援事業については、平成18年度から平成20年7月までの利用実人数をもとに、障害者手帳所持者の伸びを考慮して推計した。  
また、平成22年度から福祉センターの心身障害児通所訓指導事業「青い鳥」が日中一時支援事業へ移行するものと想定した。
- 4) 上記以外の事業については、平成18年度から平成20年7月までの利用実人数をもとに、将来の実施体制等から判断した。

## 【実施に向けた考え方】

- 障害のある人や障害のある子どもが、その有する能力及び適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態での事業を実施していきます。
- 日中一時支援事業などの利用者の増加が著しい事業については、事業者の参入を促進するとともに適正な報酬となるよう見直しを行い事業者の確保を図ります。
- 訪問入浴サービス事業の適正な報酬となるよう見直しを行い事業者の確保を図ります。

### ③ 活動機会の提供

自立生活を支援する観点から、社会との接点をもつことが重要です。雇用・就労の困難な障害のある人が活動する機会が持てるように、地域の社会資源の有効活用を考えていきます。

#### 【事業の概要】

事業名	内 容
地域活動支援センター	<p>&lt;基礎的事業&gt; 創作的活動、機能訓練及び社会との交流等を行います。</p> <p>&lt;機能強化事業&gt; センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）があります。</p> <p>Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施</p> <p>Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施</p> <p>Ⅲ型：地域の障害のある人のための援護対策</p>

#### 【事業の量の見込み】

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	2か所 48人	2か所 50人	2か所 52人
Ⅰ型	2か所 48人	2か所 50人	2か所 52人
Ⅱ型	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人

〔現状と将来推計の考え方〕

- 平成21年度から地域活動支援センターⅡ型がⅠ型へ移行するものと想定した。
- 地域活動支援センターとして、「ハッピーウイング」（利用28人）、「障害者デイサービス」（利用18人）の2か所（合計46人）を想定した。今後はⅠ型の利用が毎年1～2名ずつ増えるの見込んだ。

#### 【実施に向けた考え方】

- 地域の特性や利用者の状況に応じて、創作的活動や機能訓練、社会との交流の促進など、日中活動の場の提供に向けて、地域活動支援センター事業を実施していきます。
- 福祉センター内の地域活動支援センターへ相談専門員を配置し、Ⅱ型からⅠ型への移行を行い事業の充実を図っていきます。

# 資料編

余 白

# 1 障害者に関する基礎データ

## (1) 障害者人口の推移

### 障害者人口の推移

年 度	総人口	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数 (手帳所持者)
平成14年度 (2002)	56,637	1,287	196	77
平成15年度 (2003)	56,991	1,319	209	124
平成16年度 (2004)	57,021	1,344	226	158
平成17年度 (2005)	56,895	1,381	235	178
平成18年度 (2006)	57,445	1,407	251	169
平成19年度 (2007)	57,526	1,422	259	193
平成20年度 (2008)	56,663	1,433	270	241
平成21年度 (2009)	56,199	1,445	280	254
平成22年度 (2010)	56,213	1,469	292	272
平成23年度 (2011)	56,627	1,504	306	282
平成24年度 (2012)	56,021	1,511	315	291
平成25年度 (2013)	55,615	1,524	324	299
平成26年度 (2014)	54,810	1,525	332	309

※各年度の総人口は1月1日現在(第四次羽村市長期総合計画後期基本計画における人口推計)

※障害者数については、上記の総人口の推計値を基に、平成14年度以降の障害者数の変化を踏まえて推計した。

## (2) 障害者(児)の動向

### ① 身体障害者

<sup>\*1</sup>身体障害者手帳所持者数は毎年20人前後ずつ増加しています。

#### 【身体障害者手帳所持者数の推移】

等級別	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	465	34.6	477	34.5	490	34.8	503	35.4
2級	246	18.3	247	17.9	253	18.0	245	17.2
3級	217	16.1	223	16.1	216	15.4	214	15.0
4級	251	18.7	266	19.3	278	19.8	291	20.5
5級	68	5.1	67	4.9	67	4.7	68	4.8
6級	97	7.2	101	7.3	103	7.3	101	7.1
計	1,344	100.0	1,381	100.0	1,407	100.0	1,422	100.0

※各年度とも年度末実績

※単位：人、%

部位別	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
視覚障害	97	7.2	100	7.2	97	6.9	98	6.9
聴覚障害	170	12.6	184	13.3	186	13.2	176	12.4
肢体不自由	745	55.4	754	54.6	774	55.0	776	54.6
<sup>*2</sup> 内部障害	332	24.7	343	24.8	350	24.9	372	26.1
計	1,344	100.0	1,381	100.0	1,407	100.0	1,422	100.0

※構成比は小数点第1位を四捨五入しているため個々の合計が100%にならない場合がある。

※各年度とも年度末実績

※単位：人、%

- \*1 身体障害者手帳：身体障害者福祉法に基づく障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳のこと。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。
- \*2 内部障害：身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び免疫の機能障害の総称をいう。

図1 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

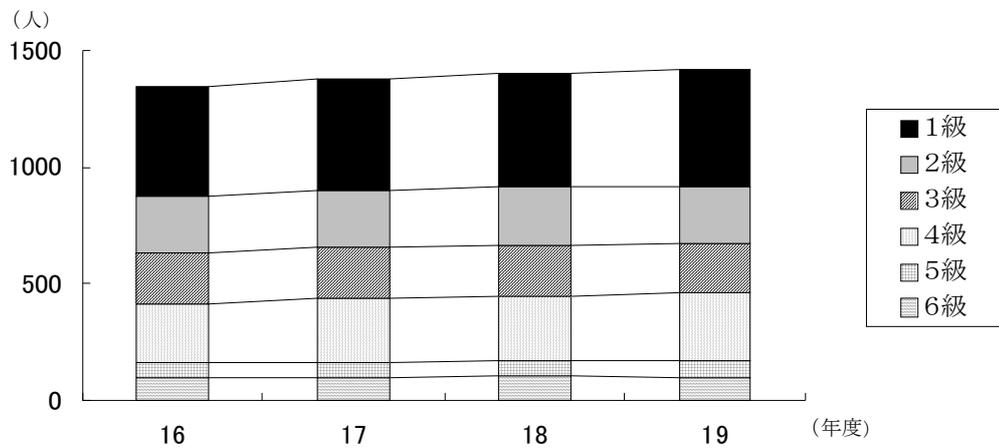
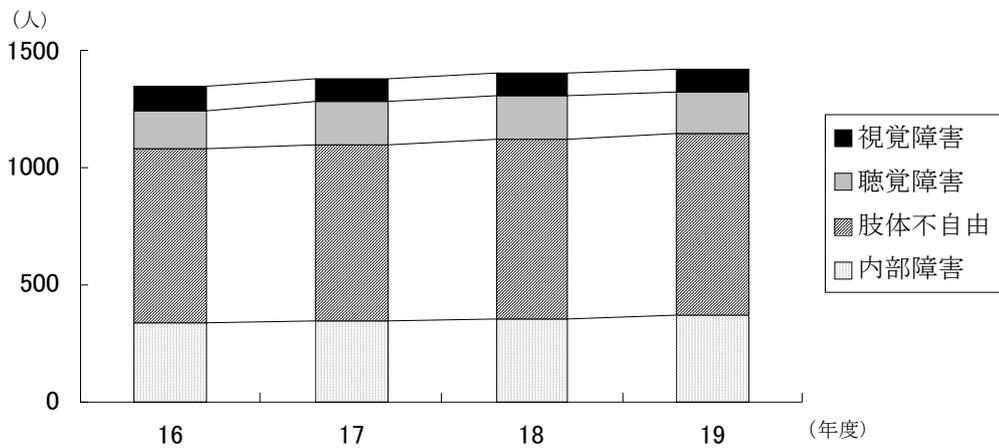


図2 身体障害者手帳所持者数の推移（部位別）



## ②知的障害者

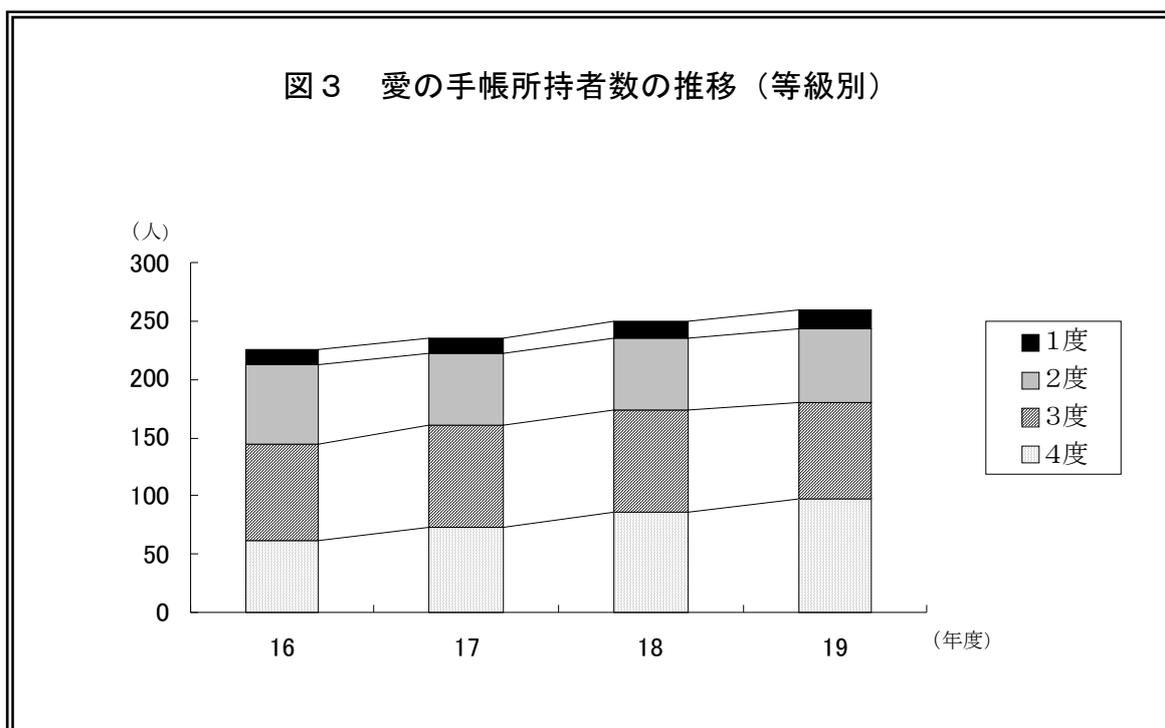
\*愛の手帳所持者数は毎年増加しており、特に4度の方が増えてきています。

【愛の手帳所持者数の推移】

等級別	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1度	14	6.2	13	5.5	15	6.0	15	5.8
2度	68	30.1	61	26.0	62	24.7	64	24.7
3度	82	36.3	87	37.0	88	35.1	83	32.0
4度	62	27.4	74	31.5	86	34.2	97	37.5
計	226	100.0	235	100.0	251	100.0	259	100.0

※各年度とも年度末実績

※単位：人、%



\* 愛の手帳：知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障害のある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、東京都愛の手帳交付要綱に定める知的障害者であることの証票として都知事が交付するもの。

### ③精神障害者

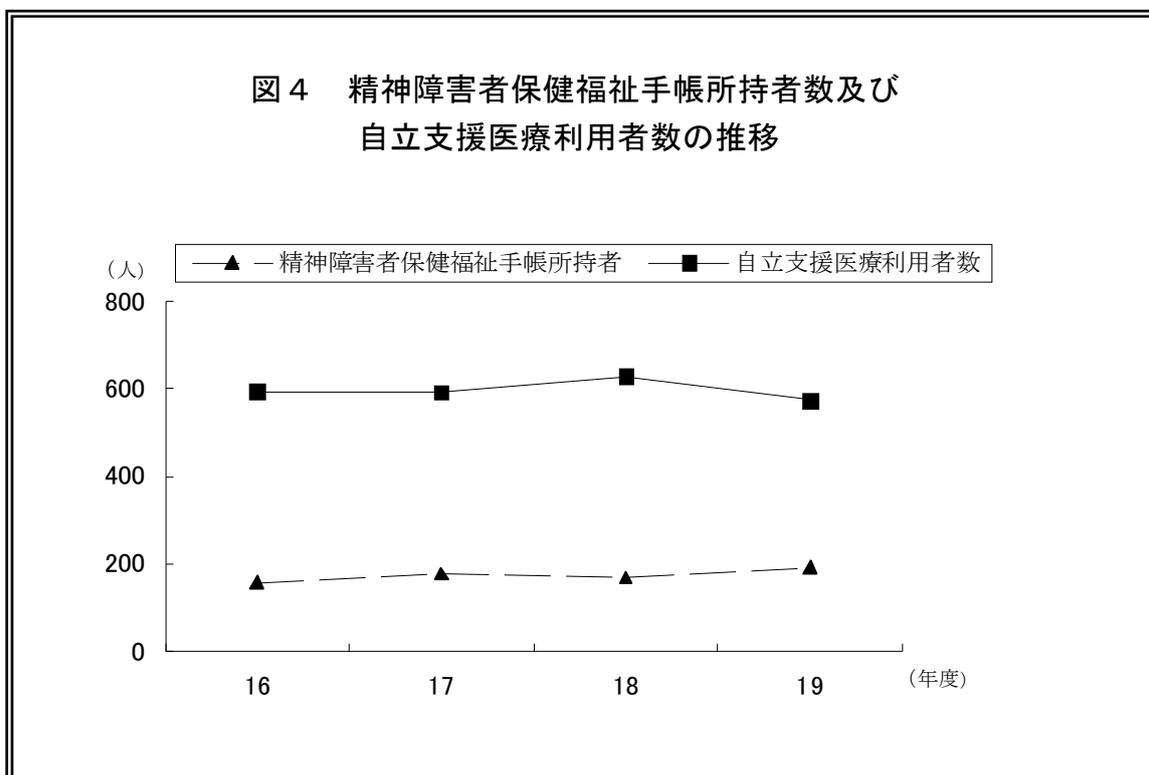
\*精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（旧通院医療費公費負担等）利用者ともに経年でほぼ横ばいとなっています。また、人数的には自立支援医療利用者数が手帳所持者数の3倍近くとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療利用者数の推移】

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
精神障害者保健福祉手帳所持者	158	178	169	193
自立支援医療利用者数	594	592	629	573

※各年度とも年度末実績

※単位：人



\* 精神障害者保健福祉手帳：精神障害者が一定の障害にあることを証明するもので、所持することにより様々な支援が受けられる。

### (3) 障害福祉サービスの利用動向

#### ① 訪問系サービス

##### ア 訪問系サービス

【サービス見込量】

《 全 体 》

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅介護	年利用実人数 115 人 延べ 10738.5 時間	年利用実人数 92 人 延べ 9348.5 時間	年利用実人数 82 人 延べ 6032.5 時間
身体介護中心	年利用実人数 27 人 延べ 4455.5 時間	年利用実人数 30 人 延べ 3853.5 時間	年利用実人数 26 人 延べ 2547.0 時間
家事援助中心	年利用実人数 36 人 延べ 3866.0 時間	年利用実人数 47 人 延べ 4862.0 時間	年利用実人数 42 人 延べ 3060.5 時間
移動介護中心	年利用実人数 41 人 延べ 2219.5 時間		
通院介助中心	年利用実人数 11 人 延べ 197.5 時間	年利用実人数 15 人 延べ 633.0 時間	年利用実人数 14 人 延べ 425.0 時間
重度訪問介護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
行動援護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
重度障害者等包括支援	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(ア) 身体障害者

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅介護	年利用実人数 50 人 延べ 7499.0 時間	年利用実人数 53 人 延べ 6846.0 時間	年利用実人数 53 人 延べ 4816.5 時間
身体介護中心	年利用実人数 15 人 延べ 3572.5 時間	年利用実人数 16 人 延べ 3002.5 時間	年利用実人数 17 人 延べ 2118.0 時間
家事援助中心	年利用実人数 19 人 延べ 3135.5 時間	年利用実人数 24 人 延べ 3241.5 時間	年利用実人数 23 人 延べ 2279.0 時間
移動介護中心	年利用実人数 8 人 延べ 635.0 時間		
通院介助中心	年利用実人数 8 人 延べ 156.0 時間	年利用実人数 13 人 延べ 602.0 時間	年利用実人数 13 人 延べ 419.5 時間
重度訪問介護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
行動援護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
重度障害者等包括支援	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(イ) 知的障害者

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅介護	年利用実人数 18 人 延べ 806.5 時間	年利用実人数 6 人 延べ 221.5 時間	年利用実人数 5 人 延べ 75.5 時間
身体介護中心	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 2 人 延べ 35.0 時間	年利用実人数 2 人 延べ 42.0 時間
家事援助中心	年利用実人数 3 人 延べ 53.0 時間	年利用実人数 4 人 延べ 186.5 時間	年利用実人数 3 人 延べ 33.5 時間
移動介護中心	年利用実人数 15 人 延べ 753.5 時間		
通院介助中心	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
重度訪問介護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
行動援護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
重度障害者等包括支援	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

## (ウ) 精神障害者

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅介護	年利用実人数 11 人 延べ 305.0 時間	年利用実人数 13 人 延べ 741.5 時間	年利用実人数 12 人 延べ 389.5 時間
身体介護中心	年利用実人数 1 人 延べ 19.0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
家事援助中心	年利用実人数 7 人 延べ 215.5 時間	年利用実人数 11 人 延べ 710.5 時間	年利用実人数 11 人 延べ 384.0 時間
移動介護中心	年利用実人数 1 人 延べ 31.0 時間		
通院介助中心	年利用実人数 2 人 延べ 39.5 時間	年利用実人数 2 人 延べ 31.0 時間	年利用実人数 1 人 延べ 5.5 時間
重度訪問介護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
行動援護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
重度障害者等包括支援	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

## (エ) 障害児

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅介護	年利用実人数 36 人 延べ 2128.0 時間	年利用実人数 20 人 延べ 1539.5 時間	年利用実人数 12 人 延べ 751.0 時間
身体介護中心	年利用実人数 11 人 延べ 864.0 時間	年利用実人数 12 人 延べ 816.0 時間	年利用実人数 7 人 延べ 387.0 時間
家事援助中心	年利用実人数 7 人 延べ 462.0 時間	年利用実人数 8 人 延べ 723.5 時間	年利用実人数 5 人 延べ 364.0 時間
移動介護中心	年利用実人数 17 人 延べ 800.0 時間		
通院介助中心	年利用実人数 1 人 延べ 2.0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
重度訪問介護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
行動援護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
重度障害者等包括支援	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

## ② 日中活動系サービス

### ア 介護給付

#### 【サービス見込量】

#### 《 全 体 》

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
療養介護	0 人	0 人	0 人
生活介護	0 人	2 人	10人
児童デイサービス	3 人 4 日	0 人 0 日	0人 0日
ショートステイ	利用実人数：41 人 延べ1378.75 日/年	利用実人数：45 人 延べ1561.0 日/年	利用実人数：37人 延べ1144.0日/年

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

#### (ア) 身体障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
療養介護	0 人	0 人	0 人
生活介護	0 人	0 人	0人
ショートステイ	年利用実人数 8 人 延べ 380 日/年	年利用実人数 8 人 延べ 246 日/年	年利用実人数 5 人 延べ161日/年

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

#### (イ) 知的障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
療養介護	0 人	0 人	0 人
生活介護	0 人	2 人	10人
ショートステイ	年利用実人数 15 人 延べ 551 日/年	年利用実人数 14 人 延べ 613 日/年	年利用実人数 14 人 延べ533日/年

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

#### (ウ) 精神障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
療養介護	0 人	0 人	0 人
生活介護	0 人	0 人	0人
ショートステイ	年利用実人数 0 人 延べ 0 日/年	年利用実人数 0 人 延べ 0 日/年	年利用実人数 0 人 延べ 0日/年

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(エ) 障害児

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童デイサービス	3人 4日	0人 0日	0人 0日
ショートステイ	年利用実人数 18人 延べ 447.75 日/年	年利用実人数 23人 延べ 702 日/年	年利用実人数 18人 延べ 450日/年

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

イ 身体機能・生活能力

【サービス見込量】

《 全 体 》

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自立訓練（機能訓練）	0人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(ア) 身体障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自立訓練（機能訓練）	0人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(イ) 知的障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(ウ) 精神障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

## ウ 就労支援

### 【サービス見込量】

#### 《 全 体 》

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
就労移行支援	2人	3人	2人
就労継続支援（A型）	0人	0人	0人
就労継続支援（B型）	0人	6人	5人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

#### （ア）身体障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
就労移行支援	1人	1人	1人
就労継続支援（A型）	0人	0人	0人
就労継続支援（B型）	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

#### （イ）知的障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
就労移行支援	1人	1人	1人
就労継続支援（A型）	0人	0人	0人
就労継続支援（B型）	0人	6人	5人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

#### （ウ）精神障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
就労移行支援	0人	1人	0人
就労継続支援（A型）	0人	0人	0人
就労継続支援（B型）	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

## エ 旧法施設支援

### 【サービス見込量】

#### 《 全 体 》

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
更生施設（入所）	26 人	25 人	23人
更生施設（通所）	4 人	5 人	1人
療護施設（入所）	0 人	0 人	0人
療護施設（通所）	0 人	0 人	0人
授産施設（入所）	1 人	1 人	1人
授産施設（通所）	41 人	38 人	38人
福祉工場	0 人	0 人	0人
小規模通所授産施設	0 人	0 人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

#### (ア) 身体障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
更生施設（入所）	1 人	1 人	1人
更生施設（通所）	0 人	0 人	0人
療護施設（入所）	0 人	0 人	0人
療護施設（通所）	0 人	0 人	0人
授産施設（入所）	1 人	1 人	1人
授産施設（通所）	3 人	2 人	2人
福祉工場	0 人	0 人	0人
小規模通所授産施設	0 人	0 人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(イ) 知的障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
更生施設（入所）	25人	24人	22人
更生施設（通所）	4人	5人	1人
授産施設（入所）	0人	0人	0人
授産施設（通所）	38人	36人	36人
福祉工場	0人	0人	0人
小規模通所授産施設	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(ウ) 精神障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
生活訓練施設	0人	0人	0人
授産施設（入所）	0人	0人	0人
授産施設（通所）	0人	0人	0人
福祉工場	0人	0人	0人
小規模授産施設	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

③ 暮らしの場

ア 居住支援サービス

【サービス見込量】

《 全 体 》

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ケアホーム （共同生活介護）	11人	13人	12人
グループホーム （共同生活援助）	5人	7人	8人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(ア) 知的障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ケアホーム (共同生活介護)	11 人	13 人	12人
グループホーム (共同生活援助)	3 人	3 人	4人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(イ) 精神障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ケアホーム (共同生活介護)	0 人	0 人	0人
グループホーム (共同生活援助)	2 人	4 人	4人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

イ 施設入所支援

【サービス見込量】

《 全 体 》

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設入所支援	1 人	4 人	6人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(ア) 身体障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設入所支援	1 人	2 人	2人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(イ) 知的障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設入所支援	0 人	2 人	4人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(ウ) 精神障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設入所支援	0 人	0 人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

## ウ 旧法施設支援

### 【サービス見込量】

#### 《 全 体 》

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
更生施設（入所）	26 人	25 人	23人
療護施設（入所）	0 人	0 人	0人
授産施設（入所）	1 人	1 人	1人
通勤寮	0 人	0 人	0人
生活訓練施設	0 人	0 人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

#### (ア) 身体障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
更生施設（入所）	1 人	1 人	1人
療護施設（入所）	0 人	0 人	0人
授産施設（入所）	1 人	1 人	1人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

#### (イ) 知的障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
更生施設（入所）	25 人	24 人	22人
授産施設（入所）	0 人	0 人	0人
通勤寮	0 人	0 人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

#### (ウ) 精神障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
授産施設（入所）	0 人	0 人	0人
生活訓練施設	0 人	0 人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

#### ④ 地域生活支援

##### ア 相談支援

###### 【事業の量の見込み】

###### 《 全 体 》

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所
サービス利用計画	0 件	0 件	0 件

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

##### イ 在宅での自立支援

###### 【事業の量の見込み】

###### <必須事業>

###### 《 全 体 》

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相談支援事業（再掲）	2 か所	2 か所	2か所
コミュニケーション 支援事業（実人数）	6 人	9 人	6人
日常生活用具給付等事業	43 件	546 件	549件
介護訓練支援用具	5 件	3 件	3件
自立生活支援用具	7 件	15 件	1件
在宅療養等支援用具	14 件	7 件	3件
情報・意思疎通支援用具	8 件	9 件	5件
排せつ管理支援用具	8 件	509 件	536件
住宅改修費	1 件	3 件	1件
移動支援事業（利用実人数） （延べ利用時間）	46 人 1972.5 時間	59 人 4280.5 時間	58人 2338.5時間
地域活動支援センター （再掲）	2か所 36人	2か所 42人	2か所 49人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

## (ア) 身体障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
コミュニケーション 支援事業（実人数）	6人	9人	6人
日常生活用具給付等事業	37件	481件	495件
介護訓練支援用具	2件	2件	2件
自立生活支援用具	6件	12件	1件
在宅療養等支援用具	13件	6件	3件
情報・意思疎通支援用具	8件	8件	5件
排せつ管理支援用具	7件	451件	483件
住宅改修費	1件	2件	1件
移動支援事業（利用実人数） （延べ利用時間）	13人 667.0時間	18人 1498.0時間	17人 858.5時間
地域活動支援センター （再掲）	1か所 18人	1か所 20人	1か所 21人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

## (イ) 知的障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日常生活用具給付等事業	0件	0件	0件
介護訓練支援用具	0件	0件	0件
自立生活支援用具	0件	0件	0件
在宅療養等支援用具	0件	0件	0件
情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件
排せつ管理支援用具	0件	0件	0件
住宅改修費	0件	0件	0件
移動支援事業（利用実人数） （延べ利用時間）	14人 586.5時間	16人 1188.0時間	24人 890.0時間

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

## (ウ) 精神障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日常生活用具給付等事業	0件	0件	0件
介護訓練支援用具	0件	0件	0件
自立生活支援用具	0件	0件	0件
在宅療養等支援用具	0件	0件	0件
情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件
排せつ管理支援用具	0件	0件	0件
住宅改修費	0件	0件	0件
移動支援事業（利用実人数） （延べ利用時間）	0人 0時間	1人 2.5時間	1人 1.5時間
地域活動支援センター （再掲）	1か所 18人	1か所 22人	1か所 28人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(エ) 障害児

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日常生活用具給付等事業	6 件	65 件	54件
介護訓練支援用具	3 件	1 件	1件
自立生活支援用具	1 件	3 件	0件
在宅療養等支援用具	1 件	1 件	0件
情報・意思疎通支援用具	0 件	1 件	0件
排せつ管理支援用具	1 件	58 件	53件
住宅改修費	0 件	1 件	0件
移動支援事業（利用実人数）	19 人	24 人	16人
（延べ利用時間）	719.0 時間	1592.0 時間	588.5時間

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

<その他の事業>

《 全 体 》

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
更生訓練費給付事業（実人数）	3 人	3 人	3 人
施設入所者就業支度金給付事業	0 人	0 人	0人
日中一時支援事業	17 人	21 人	27人
自動車運転免許取得費助成事業	1 人	0 人	0 人
自動車改造助成事業	1 人	4 人	1人
訪問入浴サービス事業	0 人	1 人	1人
火災安全システム事業	0 人	0 人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(ア) 身体障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
更生訓練費給付事業（実人数）	3 人	3 人	3 人
施設入所者就業支度金給付事業	0 人	0 人	0 人
日中一時支援事業	0 人	0 人	0 人
自動車運転免許取得費助成事業	1 人	0 人	0 人
自動車改造助成事業	1 人	4 人	1 人
訪問入浴サービス事業	0 人	0 人	0 人
火災安全システム事業	0 人	0 人	0 人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(イ) 知的障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日中一時支援事業	0人	2人	3人
自動車運転免許取得費助成事業	0人	0人	0人
火災安全システム事業	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(ウ) 精神障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日中一時支援事業	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(エ) 障害児

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日中一時支援事業	17人	19人	24人
訪問入浴サービス事業	0人	1人	1人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

ウ 活動機会

【事業の量の見込み】

《 全 体 》

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域活動支援センター	2か所 36人	2か所 42人	2か所 49人
I型	1か所 18人	1か所 22人	1か所 28人
II型	1か所 18人	1か所 20人	1か所 21人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(ア) 身体障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域活動支援センター			
I型	0人	0人	0人
II型	18人	20人	21人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(イ) 知的障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域活動支援センター			
Ⅰ型	0人	0人	0人
Ⅱ型	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(ウ) 精神障害者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域活動支援センター			
Ⅰ型	18人	22人	28人
Ⅱ型	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

(エ) 障害児

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域活動支援センター			
Ⅰ型	0人	0人	0人
Ⅱ型	0人	0人	0人

※平成18・19年度は年度末実績、平成20年度は9月末実績

## (4) 障害者の就労等の状況

### ① 羽村特別支援学校等の在籍状況

平成20年4月現在で、特別支援学級は、武蔵野小学校の「むさしの学級（知的・情緒）」、栄小学校の「くぬぎ学級（知的）」、羽村第三中学校の「E組（知的）」となっています。

平成20年4月1日現在で、羽村特別支援学校の市内在住者は小学校14人、中学校8人、高校20人となっています。卒業生全体の進路を見ると、平成19年度で授産施設・福祉作業所等が5割で、羽村市内在住者の場合は4人の卒業生のうち、授産施設・福祉作業所等が1人、一般就労1人となっています。

#### 【特別支援学級児童・生徒数】

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童数	19人	22人	24人	27人	23人
学級数	3学級	4学級	4学級	4学級	4学級
生徒数	13人	16人	17人	14人	19人
学級数	2学級	2学級	3学級	2学級	3学級

※各年度5月1日現在

#### 【通級指導学級の入級児童・生徒】

(単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
羽村東小学校	19	26	21	21	17
松林小学校	-	-	-	8	11
羽村第一中学校	7	6	1	0	2

※各年度4月1日現在、松林小学校は平成19年度から新設

#### 【羽村特別支援学校の児童・生徒数】

(単位：人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	14	16	14
中学校	3	4	8
高校1年	7	8	5
2年	4	7	8
3年	3	4	7

※各年度4月1日現在の羽村市内在住者

## 【羽村特別支援学校卒業生の進路状況】

(単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
卒業生数	27	38	32	32
内、市内在住	3	4	3	4
一般就労	3	8	5	7
内、市内在住	1	1	0	1
授産施設・福祉作業所等	19	21	12	16
内、市内在住	2	3	1	1
障害者福祉施設	1	3	11	5
内、市内在住	0	0	1	2
職業訓練	4	6	2	0
内、市内在住	0	0	0	0
在宅	0	0	1	0
内、市内在住	0	0	1	0
その他（自営等）	0	0	1	4
内、市内在住	0	0	0	0

※羽村市在住の方の人数を再掲

## 【あきる野学園卒業生の進路状況】

(単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
卒業生数	5	6	8	13
内、市内在住	0	0	0	3
一般就労	2	2	1	1
内、市内在住	0	0	0	0
授産施設・福祉作業所等	1	2	0	2
内、市内在住	0	0	0	0
障害者福祉施設	2	1	6	10
内、市内在住	0	0	0	3
職業訓練	0	0	1	0
内、市内在住	0	0	0	0
在宅	0	0	0	0
内、市内在住	0	0	0	0
その他（自営等）	0	1	0	0
内、市内在住	0	0	0	0

※羽村市在住の方の人数を再掲

## ② 一般就労への移行状況

市内の福祉的就労の場として、知的障害者通所授産施設「ワークセンターいちょう」や福祉作業所「ひばり園」、「あおぞら」、精神障害者共同作業所「スマイル工房」がありますが、福祉作業所から一般就労への移行人数は平成19年度は0人となっています。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、民間企業で1.8%、特殊法人及び国・地方公共団体では2.1%以上の雇用が義務付けられています。羽村市の市長部局、教育委員会の障害者雇用率は以下の通りです。

### 【一般就労移行の実績】

(単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
ひばり園・あおぞら	2	0	2	0
スマイル工房	2	1	0	0

### 【法定雇用率<sup>\*</sup>】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市長部局	1.83	1.82	1.85	2.17	3.28
教育委員会	3.64	5.77	5.77	—	—
羽村市役所（全体）	1.98	2.27	2.30	2.38	2.70

※羽村市役所の雇用率は羽村市役所全体で算定した率を示す

※各年度の6月1日現在

※平成19、20年度の教育委員会は職員数48人未満のため対象とならない。

- \* 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、雇用者に占める身体障害者及び知的障害者の割合が一定率以上であるよう事業主に義務づけており、その割合をいう。平成10年7月からは、一般の民間企業1.8%、特殊法人2.1%、国及び地方公共団体2.1%の法定雇用率が義務づけられた。

## 2 その他

### (1) 羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会条例

平成18年3月31日  
条例第18号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84条)第9条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障害者計画」という。)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に規定する市町村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)の策定に関する調査及び審議を行うため、市長の付属機関として、羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。  
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。  
(1) 知識経験者 2人以内  
(2) 福祉施設の代表者 3人以内  
(3) 福祉関係団体の代表者 3人以内  
(4) 公共的な団体の代表者 3人以内  
(5) 関係行政機関の代表者 2人以内  
(6) 市民公募委員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。  
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。  
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。  
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。  
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、障害者計画及び障害福祉計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年条例第32号)

この条例は交付の日から施行する。

## (2) 羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会委員名簿

氏 名	所 属	構 成
◎ 井上 克巳	福祉行政経験者	知識経験者
島田 八郎	羽村市知的障害者相談員	
堀内 政樹	NPO法人障害者団体連絡会 そよかぜ	福祉施設の代表者
河村 茂	精神障害者共同作業所 スマイル工房	
内藤 美穂子	羽村市社会福祉協議会 知的障害者通所授産施設ワークセン ターいちょう	
田口 尚子	羽村市手をつなぐ親の会	福祉関係団体の代表者
押江 起久子	羽村市身体障害者福祉協会	
水上 京子	スマイルの会	
田村 兼雄	羽村市町内会連合会	公共的な団体の代表者
吉沢 典佳	羽村市社会福祉協議会	
市ノ瀬 知子	民生児童委員協議会	
小林 信之	西多摩保健所	関係行政機関の代表者
○ 山口 真佐子	羽村特別支援学校	
西岡 英一	市民代表	市民公募委員
萩平 淳子	市民代表	

※◎会長 ○副会長

### (3) 審議会の審議経過

回	開催日	審議事項など
第1回	平成20年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状の交付</li> <li>・ 障害者計画及び障害福祉計画の概要説明</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	5月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉計画（第1期）の現状と課題について</li> </ul>
第3回	7月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者計画及び障害福祉計画の「素案」の検討 （計画の基本理念、基本目標、施策体系の検討）</li> </ul>
第4回	8月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者計画・障害福祉計画の「原案」の検討①</li> </ul>
第5回	10月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉計画の障害福祉サービスの見直し</li> <li>・ 障害福祉計画の整備方針、目標値の見直し</li> <li>・ 障害福祉計画の数値目標を含む、事業内容の調整</li> </ul>
第6回	11月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者計画・障害福祉計画の「原案」の検討②</li> </ul>
第7回	12月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者計画・障害福祉計画答申案について</li> </ul>
	12月16日	市長へ答申

## (4) 用語解説

### あ

#### ●愛の手帳 P96

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障害のある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、東京都愛の手帳交付要綱に定める知的障害者であることの証票として都知事が交付するもの。

#### ●アクセシビリティ P27

情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、障害者や高齢者などハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。

#### ●運営適正化委員会 P30

福祉サービス利用者の苦情などを適切に解決し利用者の権利を擁護する目的でスタートした。利用者が、自力で解決できない事業者とのトラブルを、専門知識を備えた委員が中立な立場から解決に向けた仲介をしたり、サービスや利用者の財産管理が適切に運営されているかを調査し、助言・勧告する。

#### ●NPO P45

Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。

### か

#### ●介護福祉士 P32

社会福祉士及び介護福祉士法によって定められた国家資格。身体的又は精神的な障害により、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴・排せつ・食事・その他の介護を行い、また介護者を指導、援助する専門的知識及び専門的技術を持つ人のこと。

#### ●グループホーム（共同生活援助） P46

共同生活をしている住まいにおいて、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人に対し、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援及び日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整等を行う。

#### ●ケアホーム（共同生活介護） P46

共同生活をしている住まいにおいて、地域で自立した日常生活を営む上で、日常生活上の支援が必要な人に対し、家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援及び日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整等を行う。

#### ●ケアマネジメント P28

障害者自身の状態、容態及び本人や家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉の各サービスを組み合わせ、適切なケアプランを作成し、継続的に援助を行う。

#### ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法） P5

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。

### さ

#### ●児童デイサービス P36

障害のある児童に発達支援や遊び・運動などを通じた様々なプログラムを提供することで、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行うことを目的としている。

#### ●社会福祉士 P86

社会福祉士及び介護福祉士法によって定められた国家資格。身体的もしくは精神的な障害や環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導を行う専門的知識と技術を持つ人のこと。

### ●重点施策実施5か年計画 P5

平成19年12月に、「障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）の後期5ヶ年における諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等が定められた。

この中では、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが互いに支え合い、共に生きる社会」の実現に向けて、さらなる取り組みをすることが明記されている。

### ●授産施設 P56

障害等により就業の困難な人に、就労や技能修得のための機会を与え、自立を助長することを目的とする施設のこと。

### ●ショートステイ P35

障害のある人の介護を行う者の病気その他の理由により、障害のある人の居宅において介護をうけることができない場合に、障害のある人を短期間、施設等で預かり、必要なサービスを提供する。

### ●障害者週間 P62

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

### ●障害者自立支援法 P3

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供するしくみを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。

### ●自立支援医療 P39

障害のある人等に対して、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のこと。障害児の生活の能力を得るために必要な医療（育成医療）、身体障害者の更生のために必要な医療（更生医療）、精神障害の適正な医療のために行われる医療で入院しないで受ける精神医療（精神障害者通院医療）の3種類。

### ●身体障害者相談員 P29

身体障害者福祉法に基づき、身体に障害のある人の福祉の増進を図るため、その相談に応じ、更生に必要な援助を行う民間協力者。身体障害者のさまざまな相談に応じ、更生に必要な援助を行う。

### ●身体障害者手帳 P94

身体障害者福祉法に基づく障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳のこと。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。

### ●精神障害者保健福祉手帳 P97

精神障害者が一定の障害にあることを証明するもので、所持することにより様々な支援が受けられる。

### ●精神保健福祉士 P77

精神保健福祉士法によって定められた国家資格。精神病院等に入院中又は社会復帰のための施設を利用している精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言・指導その他必要な援助を行う人のこと。

### ●成年後見制度 P31

知的障害、精神障害や認知症などで判断能力が不十分になった人が、社会生活を営む上で必要な契約（売買契約、銀行預金契約、介護サービス契約、施設入所契約など）に際して、不利な契約を結ぶことがないよう支援する制度のこと。

## た

### ●第三者評価 P26

福祉サービス第三者評価のことで、東京都における福祉サービス第三者評価制度では、「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者がサービスを選択する際の目安となったり、都民が事業所の内容を把握することが可能となるように、各事業所の評価結果を公表している。

### ●地域福祉権利擁護事業 P31

知的障害、精神障害や認知症などで判断能力が不足している人が、地域で安心して生活ができるように、福祉サービスの契約援助や日常の金銭管理、書類の預かりなどを行う。

### ●知的障害者相談員 P29

知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、その相談に応じ、更生に必要な援助を行う民間協力者。知的障害者やその保護者の相談や知的障害者の更生のために必要な援助を行う。

### ●特別支援学校 P5

障害により学習上・生活上の困難がある子どもに対して、特別支援教育の理念に則った教育を行う学校のこと。従前は盲学校・聾学校・養護学校。

### ●特別支援教育 P3

これまでの特殊教育の対象外であった学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めた障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育のこと。従前は特殊学級。

## な

### ●内部障害 P94

身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び免疫の機能障害の総称をいう。

### ●難病 P37

特定の疾患群を指す用語ではなく、①原因不明、治療方法未確立で後遺症を残す恐れのない疾患、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾患をいう。

### ●日常生活用具 P27

在宅の重度障害者の日常生活の利便を図るため給付・貸与されるもので、特殊寝台、浴槽、重度障害者用意思伝達装置などがある。

### ●ノーマライゼーション P15

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念のこと。

## は

### ●発達障害者支援法 P3

発達障害の定義と発達障害児(者)支援に係る国及び地方自治体の責務などが明記された。この法律により、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などが発達障害として定義された。

### ●バリアフリー P15

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。元々住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

### ●ピアカウンセリング P28

障害のある人等が自らの体験に基づいて、同じ障害のある人の相談に応じ問題解決を図ること。

### ●福祉教育 P62

国、地方公共団体、民間団体及びボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために講習、広報等の手段により行う教育をいう。最近では、お互いの交流を兼ねながら、障害のある人自らがその体験等の話をする「福祉講話」が小・中学校で行われている。

### ●福祉コミュニティ P13

地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体をいう。特定地域において、要援護者とその家族援護者が居宅で通常の生活を続けることができるように、また、当該地域の住民が要援護状態に陥るのを防止することができるように、インフォーマル及びフォーマルなサービス提供者と住民が連携して、最適かつ総合的な援助・サービスを提供することを目的としている。

### ●福祉的就労 P56

一般就労の困難な障害のある人が、各種の授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

### ●福祉有償運送事業 P45

NPO法人や社会福祉法人などが、障害者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う有償移送サービスのこと。

### ●法定雇用率 P117

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、雇用者に占める身体障害者及び知的障害者の割合が一定率以上であるよう事業主に義務づけており、その割合をいう。平成10年7月からは、一般の民間企業1.8%、特殊法人2.1%、国及び地方公共団体2.1%の法定雇用率が義務づけられた。

### ●補装具 P36

身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義足、補聴器、車椅子などがある。

## や

### ●ユニバーサルデザイン P64

「だれもがはじめから利用しやすいように、施設・もの・サービスなどに配慮を行う」という考え方で、「すべての人のためのデザイン」とも言われる。

## ら

### ●ライフステージ P49

人間の発達段階や人間形成の段階をいう。例えば、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期といった分け方がある。

### ●リハビリテーション P49

能力障害あるいは社会的不利を起こす諸条件の悪影響を軽減させ、障害者の社会統合を実現することをめざすあらゆる措置を含むものである。リハビリテーションは、障害者を訓練してその環境に適応させるだけでなく、障害者の直接的環境及び社会全体に介入して彼らの社会統合を容易にすることを目的とする。障害者自身、その家族、そして彼らの住む地域社会はリハビリテーションに関係する諸種のサービスの計画と実施に関与しなければならない。(WHOの定義より)